

平成 21 年 4 月 6 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

企業会計基準委員会

「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」（平成 21 年 2 月 4 日公表）に対するコメント

今般、企業会計審議会企画調整部会から公表されました標記の中間報告案につきまして、意見を提出させて戴きます。

中間報告案は、金融資本市場のグローバル化に対応し、米国をはじめとした海外の情勢変化を踏まえて一定の方向性を示しており、時宜を得たものであると考えられます。市場関係者は、今後、それぞれの立場から、国際財務報告基準（IFRS）をその開発過程から適用実態に至るまで多面的に分析し、問題点を洗い出し、対処を考えなければなりません、その論点もこの中間報告案では示しております。したがって、制度の方向性を示すことに加え、任意適用を早期に導入すること、諸課題の達成状況等を見極めた上で強制適用を判断することを含む中間報告案について支持致します。

また、中間報告案では、我が国の会計基準の一層の高品質化及び IFRS に対する意見発信力強化に関連して、当委員会に人材等の資源を集める等の機能強化と、当委員会及び国際会計基準委員会財団（IASCF）への拠出金に関する安定的な財源の確保などが必要であり、幅広い関係者において積極的なサポートが不可欠であるとしております。当委員会では、このような提案に対し拝謝し、我が国の会計基準の一層の高品質化及び IFRS に対する意見発信力の強化に努める所存であります。

いくつかの論点等について、下記にてコメントを記載しておりますので、今後の審議においてご勘案戴きたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 我が国の会計基準についてのコンバージェンスの継続の必要性

中間報告案二 1 では、「高品質かつ国際的に整合的な会計基準及びその運用に向けたコンバージェンスの努力を継続していくことが必要である」とされ、また、中間報告案三では、「IFRS の適用には、我が国の会計基準と IFRS の基準及び実務のコンバージェンスが大きく進展していることが不可欠であり、関係者の一層の努力が望まれる」とされている。

IFRS を適用する場合であっても、会計基準のコンバージェンスが必要であるという中間報告案の考え方については賛同するものである。この考え方は、当委員会が平成 19 年 6 月に公表した中期運営方針(*)及び平成 19 年 8 月に IASB と共同で公表した東京合意を踏まえた当委員会の基本的な考え方に沿うものである。

また、そのための対応として、中間報告案では、いわゆる連結先行の考え方の導入も提案

されている。中間報告案二 1（注）では、いわゆる連結先行の考え方とは、「今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方」として説明されている。会計基準のコンバージェンスの加速化という点では、このような考え方を導入することは評価できるものである。

なお、中間報告案二 1（注）において、「コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣行、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する」としているが、いわゆる連結先行の対象としての個別テーマへの言及はなされていない。この考え方が導入された場合には、個別テーマごとの会計基準開発のデュープロセスの中で検討を行っていくことになるものと考えられる。

さらに、中間報告案三において、「仮に、IFRS を適用する場合であっても、我が国会計基準の必要性が無くなってしまうことはあり得ない。今後とも、我が国会計基準が、高品質でかつ国際的にも整合的なものとなるよう、関係者による不断の検討・対応が行われることを期待する。」という提言がなされている。この点については、そのような期待に応えられるように、当委員会における活動を一層充実するよう努めたい。

(*) 中期運営方針（平成 19 年 6 月公表）「Ⅲ 当委員会の基本方針等」から抜粋
（基本方針）

当委員会は、会計基準の開発にあたり、引き続き、「公正性」「透明性」「独立性」を基本理念に掲げ、国際的な会計基準を重要な環境要因として捉えつつ、企業、投資家、会計監査人、アナリスト等の市場関係者のコンセンサスを模索し、企業会計を取り巻く国内外の環境変化に対して、適切かつ機動的な対応を図っていく方針である。

（会計基準のコンバージェンスへの対応）

高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスは、資本市場の参加者にとって利益をもたらすものであり、これは我が国を含む主要な資本市場において受け入れ可能な基準が整備され市場での評価と選択を通じて達成されるものと考えられる。このため、当委員会は、以下のように積極的に会計基準の国際的なコンバージェンスに取り組んでいく。

- 日本基準と主要な海外基準の差異を可能な限り縮小させることに注力する。
- 主要な海外の基準設定主体とのより緊密な関係を構築し、双方向のコミュニケーションの強化・共同作業を通じて相互理解を深めていく。

2 我が国における IFRS の適用に向けた課題と当委員会の取組み

中間報告案二 2(2)において掲げられた IFRS 適用に向けた課題については、当委員会を含めた関係者の積極的な取組みが必要であり、殊に当委員会では、次のように諸課題への取組みを一層強化できるよう努力を継続していく予定である。

(1) IFRS の設定への関与の強化

中間報告案二 2(2)①で指摘するように、IFRS は企業の実態を適切に反映することができる会計基準である必要があり、また、昨今のグローバルな金融資本市場の状況も踏まえた適切な基準となっているかという点も重要である。さらに、中間報告案二 1 では、「IASB が FASB と合意した作業計画 (MOU) に基づき、IFRS の改正作業を継続することを表明していることにも留意が必要である」としている。こうしたことを踏まえて、中間報告案二 2(2)⑤では、「IFRS を適用する場合には、IASB における基準設定や IASCF のガバナンスに関する我が国からの貢献や意見発信などの様々な局面において、会計基準に関する我が国の国際的なプレゼンスを強化することが重要である」としている。

当委員会は、これまでも IASB との共同会議の開催やスタッフの派遣、検討事項及び草案に対する公式・非公式のコメント等を通じて、IASB の会計基準設定において意見発信を行ってきたところである。当委員会では、今後とも IFRS の開発及び改訂の内容やそれらに関する議論の動向を注視するとともに、市場関係者の協力を得ながら、IFRS に対する意見発信力の強化に取り組み、IASB に対し適切なインプットを行っていく。

(2) IFRS を適用する場合の言語

中間報告案二 2(2)②では、「IFRS 適用に当たっては、日本人作成者、投資者等が IFRS を理解できることが不可欠であることから、日本語に適切に翻訳され、これが、IFRS (日本語翻訳版) として広く認知されている必要がある」としている。

これまで、当委員会では、IASCF の公表する約 2,500 頁にもおよぶ原書の全文を不定期的に翻訳し出版している。今後は、関係者の協力を得て、タイムリーに正確性と明瞭性を確保できるような翻訳体制の整備を図りたいと考える。

また、翻訳は、IFRS 自体が広く知られるようになるための一手段であり、中間報告案二 2(2)④で示されているように、IFRS を適用するにあたっては、IFRS を理解し使いこなすことができるように、教育や研修等を通じて関係者が積極的に取り組む必要があるものとする。当委員会でも、開発した会計基準の研修プログラムに IFRS との比較を盛り込むなど、可能な範囲で、教育にも取り組むことを考える。

3 IFRS の任意適用

中間報告案二 2(3)では、「会計基準は投資者に信頼性の高い財務報告が現実に届けられてはじめてその役割が果たされることになることから、IFRS に基づいて作成される財務報告がこれまで以上に高品質であることが確保される必要がある」として、IFRS 適用の前提条件を示している。その上で、「具体的な IASCF のガバナンス改革の状況や欧米等の国際的な動向を見極めた上で、IFRS の将来的な強制適用の展望を示し、IFRS 適用の前提となる課題に着実に取り組みつつ、任意で IFRS の適用を認めることが考えられる」としている。

IFRS の適用により財務報告の品質向上や市場・企業の国際競争力向上がもたらされるためには、中間報告案二 2(1)後半や(2)で掲げられたような様々な課題が解消されることが前提となるべきである。しかし、一方で、投資者や作成者、監査人、当局などの関係者が IFRS

適用から生じ得ると考える便益から、その適用ニーズがあることも理解している。このため、当委員会は、関係者がそのような課題に取り組むとともに、投資者の財務情報の入手及び分析の便宜が損なわれないよう配慮しつつ、早期に任意適用を認めることに賛成する。

なお、IFRS を本格的に適用するか検討するにあたっては、IFRS 適用に向けた課題の達成状況をより具体的に把握することが必要であり、任意適用状況の見定めはその 1 つの手段になり得る。任意適用にあたっては、IFRS に基づく財務報告が十分に可能な企業が対象となり、また、投資者からみた財務諸表の比較可能性の確保等の配慮が前提であるが、これまでの実務の蓄積等を考慮すれば、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 93 条及び「会社計算規則」第 148 条で認めるような方法で、できるだけ早期に任意適用を実施できるよう措置することが適当ではないかと考える¹。

4 将来的な強制適用の検討

中間報告案二 2(4)では、内外の諸状況を十分に見極めつつ、「我が国においても IFRS を一定範囲の我が国企業に強制適用するとした場合の道筋を具体的に示し、前広に対応することが望ましい」としている。しかし、同案では、「他方で、今後の諸情勢については不透明なところもあり、また、IFRS の強制適用については、前記の多くの諸課題について全ての市場関係者において十分な対応が進展していることが必要であり、前記(2)の諸課題の達成状況等について十分に見極めた上で、強制適用の是非も含め最終的な判断をすることが適当である」としている。

3 で述べたように、少なくとも様々な課題が解消されていなければ、IFRS の適用により、その便益と考えられている財務報告の品質向上や市場・企業の国際競争力向上がもたらされるかどうかは定かではない。したがって、強制適用の是非を含めた判断については、任意適用の状況において IFRS による財務報告がこれまで以上に高品質であることが多くの市場関係者において認められること、中間報告案二 2(1)後半や(2)で掲げられたような様々な課題の解消が確認できること、中間報告案二 2(4)で掲げられた諸点について広く合意が得られることが必要である。なお、中間報告案では明示されていないが、今後の判断にあたっては、より具体的な議論を行うために、強制適用の時期（例えば、「最も早い場合、平成 XX 年 X 月 X 日以後開始する事業年度から適用する」など）を明示することが重要である。

これらを考慮し、例えば 2012 年という一定の時期において、IFRS を我が国企業に強制適用するか否かを判断しようとする中間報告案の考え方は妥当であると考える。

以 上

¹ したがって、任意適用の間においては、連結財務諸表規則第 1 条第 2 項の規定について改正する必要はないのではないかと考えられるが、仮に、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に関して、IFRS が該当することが規定され、その設定主体を規定するような場合には、同時に、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を開発している当委員会についても同様の規定を設けるべきと考えられる。